

検討結果とりまとめ

平成31年2月4日

水底トンネル等における危険物積載車両
の通行の禁止又は制限に関する検討会

1. 第二阪奈道路 阪奈トンネルにおける通行の禁止又は制限について

本検討会では、第二阪奈道路 阪奈トンネル（以下、「阪奈トンネル」という。）に関して、道路法第46条第3項に規定する通行規制につき、トンネルの要件の該当性、事故時の安全性、社会・経済的な影響について検証し、通行規制実施の是非及びその内容について検討した。

- ・ 阪奈トンネルは、トンネル延長が約5.6kmあり、道路法施行規則第4条の9に規定する「長さ5千メートル以上のトンネル」にあたるため、道路法第46条第3項に規定する通行規制の実施が可能なトンネルに該当する。
- ・ 危険物積載車両に係る事故が発生した場合、規制を実施している他の長大トンネルと同様に通行車両及びその乗員の人命やトンネル構造物に被害がおよぶおそれがある。
- ・ 通行規制を実施した場合でも、代替道路が存在し、危険物積載車両の通行に支障を及ぼすものではない。

以上より、当該トンネルは、規制を実施している他の長大トンネルと同様の規制を実施することが妥当である。

2. 通行の禁止又は制限の内容について

危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限する内容について検討した。

- ・ 阪奈トンネルにおける危険物を積載する車両の通行禁止品目、通行制限品目とその車両の種類及び要件については、他の水底トンネル及びこれに類するトンネルと同様の規制を実施することが妥当である。